

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】A社運用のFX取引に騙されたY1がAの下位代理店となり,妻Y2が取引プログラムを販売してXらを勧誘。損害を被ったXがYに損害賠償を請求。Y1に対する請求は3割の過失相殺,Y2に対する請求には5割の過失相殺をしてXの請求を一部認容した(平成26年7月11日東京高裁平成25年(ネ)第2485号)

【2】政党の支部連合会総務委員等の役職に就くXが,Y発行の週刊誌にXが元暴力団員で暴力団関係者を利用しながら利権を獲得してきた等の記事を掲載されたため1100万円の損害賠償と謝罪広告の掲載を求めた事案。一番はXの請求を棄却,控訴審もXの控訴を棄却した(平成26年9月12日大阪高裁平成26年(ネ)第751号)

【3】小学5年生Y1の自転車に衝突されて後遺障害が残った被害者Xが,Y1とその唯一の親権者で母親であるY2に損害賠償を請求。判決は11歳だったY1には民法709条の責任能力はなく,Y2は監督義務を負っていたので民法714条1項により賠償責任を負うものと判断(平成26年9月19日神戸地裁平成22年(ワ)第3887号)

【4】Xは,Y銀行Z支店から普通預金口座の開設申込みを拒否されたため銀行には口座開設申込みを受けた場合その公共性から承諾義務がある等として損害賠償を請求。本判決は口座開設義務の法令上の根拠はなく直ちに権利侵害がなされたわけではない等として請求を棄却(平成26年12月16日東京地裁平成26年(ワ)第354号)

(知的財産)

【5】「原文文字列の一部を伏字とすることにより作成された暗記学習用虫食い文字列が表示された暗記学習用教材」が,自然法則を利用した技術的思想の創作ではないとして,発明に該当しないとされた事例(平成27年1月22日知財高裁平成26年(行ケ)第10101号)

【6】コイル状ストラップ付タッチペンを販売している原告が,被告が原告商品の形態を模倣した商品を販売しており不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為にあたるとして損害賠償を求めたところ,その請求の一部が容認された事例(平成24年12月25日東京地裁平成23年(ワ)第36763号)

【7】原告はイメージキャラクターの使用契約を被告と締結したが,被告が著作権を有するイラストを無断利用したり自ら製作したり第三者に製作させたりしたとして,著作権及び著作者人格権侵害で損害賠償を求めた事案。本判決は同侵害を認め賠償金の一部支払を認容(平成27年1月29日東京地裁平成25年(ワ)第8146号)

【8】原告の肖像写真に裸の胸部のイラストを合成した画像を用いた記事を掲載した雑誌を出版販売した被告出版社に対し,原告がパブリシティ権並びに人格権及び人格的利益の侵害を理由に損害賠償を請求,パブリシティ権侵害は認めなかったが一部賠償金支払を認容(平成27年1月29日東京地裁平成26年(ワ)第7213号)

(民事手続)

【9】諫早湾の干拓地農民又は同湾内の漁業者であるXらが,Yに対し諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放してはならない旨をYに命ずる仮処分決定に基づき間接強制の申立をした事案。執行裁判所はYに対し間接強制決定できると判示(平成27年1月22日最高裁平成26年(許)第26号)

【10】諫早湾の干拓地農民又は同湾内の漁業者であるXらが,Yに対し諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放してはならない旨をYに命ずる仮処分決定に基づき間接強制の申立をした事案。執行裁判所はYに対し間接強制決定できると判示(平成27年1月22日最高裁平成26年(許)第17号)

【11】事前求償権を被保全債権とする仮差押えは,事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有すると判示(平成27年2月17日最高裁平成24年(受)第1831号)

【12】Xは破産・免責許可申立を行い許可決定を受けたがYが即時抗告したところ破産裁判所は免責許可決定を取消して免責不許可を決定。これにXは即時抗告を申し立てたが,過去の妻への建物譲渡が債権者を害する財産の不利処分

分に当たる等として同抗告は棄却された(平成26年7月11日東京高裁平成26年(ラ)第1209号)

【13】競売手続を求めた不動産につき、執行官が現況調査をしたところ、本件土地上の本件建物は複数の件外建物と接続され独立性を有していないにもかかわらず抵当権が設定されていたことが判明。根抵当権設定自体が無効であるとして本件建物の競売手続を取消した(平成26年8月7日神戸地裁富岡支部平成26年(ケ)第10号)
(刑事法)

【14】被告は同棲中の不倫相手の預金を無断で使い込み、その返済を強く求められたことから不倫相手を扼殺、また別の不倫相手も別れ話のもつれから扼殺して一審で死刑を科刑された。被告は控訴したが原判決もこれを維持。被告はさらに上告したが棄却された(平成26年12月2日最高裁平成24年(あ)第1454号)

【15】福井女子中学生殺人事件につき、再審請求申立人ら提出に係る新証拠の明白性を否定し各再審請求を棄却すべきとした決定がなされ、それに対して特別抗告が申し立てられた。本判決は新証拠の明白性を否定し再審請求を棄却すべきとの原判断を是認、各抗告を棄却した(平成26年12月10日最高裁平成25年(し)第133号)

【16】被告人は金品強奪を目的に被害者方居室に侵入し同人を殺害したことにより住居侵入、強盗殺人罪で起訴された。第1審判決は被告人を死刑に、原判決は第1審判決を破棄し被告人を無期懲役に処したが、検察官、弁護人がいずれも上告し、原判決の量刑が維持された(平成27年2月3日最高裁平成25年(あ)第1127号)

【17】住居侵入、強盗殺人の事案につき死刑に処した第1審判決を量刑不当として破棄して無期懲役に処した原判決の量刑が維持された事例(平成27年2月3日最高裁平成25年(あ)第1729号)

【18】被告人は、暴力団員であることを隠して預金口座の開設等を申込預金通帳の交付を受けたとして詐欺罪とされた。被告は反社会的勢力の預金口座開設を拒絶できるとする取引拒絶規定は本件においては憲法22条1項の趣旨に適合しないと主張し控訴したが棄却された(平成25年7月2日大阪高裁平成24年(う)第1625号)

【19】裁判員に選任された結果急性ストレス障害を発症した原告が、裁判員法の規定は憲法18条後段、22条1項及び13条に違反し、最高裁は同法につき合憲判断を行って下級裁判所に同法を運用させた違法がある等として国家賠償請求したところ同請求が棄却された事例(平成26年9月30日福島地裁平成25年(ワ)第117号)

(公法)

【20】改正前の相続税法24条1項1号の「有期定期金」で「残存期間35年を超えるもの」について、修正申告額を下回る原審の判断により過大納付となった税額の返還請求等が、更正の請求を経ていない等の理由で棄却された事例(平成26年9月24日東京高裁平成26年(行コ)第145号、平成26年(行コ)第211号)

(社会法)

【21】XがYとの内定契約締結を受けて当時勤務していた会社を退職したにもかかわらずYが内定契約を違法に取り消したなどとして逸失利益、慰謝料等の損害賠償を求めた事案。内定契約の成否が主要争点となったが、同契約解除に合理性はなかったとして請求の一部を認容(平成26年5月2日福井地裁平成25年(ワ)第200号、平成25年(ワ)第201号)

【22】A社従業員Xが上司Y2の注意や指導で鬱病に罹患。XはA社の事業を引継いだY1社に転籍してからY2の責任追及を求めたが担当のY3が適切に対応しなかったとしてY1Y3に損害賠償を請求。Y1の損害賠償債務の承継を認め使用者責任を肯定、損害が認定された(平成26年7月31日東京地裁平成24年(ワ)第16309号)

【23】Y医療法人A病院勤務の看護師Xは他の病院の検査でHIV感染が判明。その情報がA病院の医師・職員らで共有されたため、プライバシーの侵害、A病院から勤務を休むよう指示されたことが就労の権利の侵害としてXがYに損害賠償を求め、その一部が認容された(平成26年8月8日福岡地裁平成24年(ワ)第7号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高判平成26年7月11日 判例時報2240号62頁

平成25年(ネ)第2485号 損害賠償請求控訴事件(一部変更,一部控訴棄却(確定))

FX取引に関する出資をA社運用のBファンドに対して行い,自動売買システムで運用することにより月3%ないし5%の運用益を得るとする取引に関し,自らも騙されてそうした取引を行いながら,その下位代理店となって第三者に対し出資を勧誘した者(Y1),及び,その妻でデイトレ勝率プログラムを販売することにより出資の勧誘行為を行った者(Y2)に対し,Yらの勧誘に応じてBファンドに出資した者ら(Xら)が,実際には,A社による管理など行われておらず,現実にFX取引が行われていたかも疑問であり,Xらが提供した資金はFX取引に運用されておらず,Yらに不法行為責任があるとして,損害賠償請求した事案。第一審判決は,Y1に対する請求につき3割の過失相殺をした上で一部認容したが,Y2については過失を否定して請求を棄却した。これに対し,Xらが棄却部分を不服として控訴し,Y1も認容部分を不服として控訴した。

控訴審判決は,上記取引は長年の実績あるものではなく,その運用益が継続的に月3%ないし5%になること自体経済合理性に反するものであり,本件FX取引に関する出資を行うことに大きな危険が伴うことを示す徴表になっているなどと判示した上,Y1の責任につき,Y1は,出資契約締結に向けて媒介行為を行うに先立ち,予めFX取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を収集するために,A社の財務状況,取引の実態等について公的な資料を収集したり,信頼できる専門家の意見を徴収したり,監督官庁や国民生活センター等に照会したりすべきであり,資料等を入手できないのであれば,出資の勧誘を踏みとどまるべきであったが,これらの調査等を行うことなく,媒介行為を行ったのであるから,本件FX取引の安全性や資金保全の確実性に関する必要な調査確認をすべき信義則上の注意義務を果たさなかったとして,不法行為責任を認め,原判決の結論を是認し,控訴を棄却した。Y2に対しては,Y1に合理的根拠資料入手を求めないまま,自らの名において情報商材を扱うホームページにデイトレ勝率プログラムを掲載して販売し,第三者に本件FX取引に関する出資を行うよう勧誘したものと看做されるを得ないとして,不法行為責任を認め,原判決を変更し,5割の過失相殺をした上で,請求を一部認容した。

(2) 大阪高判平成26年9月12日 判例時報2241号75頁

平成26年(ネ)第751号 謝罪広告等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

本件は,ある政党の支部連合会総務委員等の役職に就き,多くの会社の創業者及び会長を勤めているXが,Yの発行する週刊誌において,元暴力団員であり,かつ,暴力団関係者を利用して利権を獲得してきた等の記事(以下「本件記事」という。)が掲載されたため,Xが,Yに対し,本件記事によって,名誉及び社会的信用が毀損され,精神的苦痛を被ったとして,1100万円の損害賠償と謝罪広告の掲載を求めたという事案である。

一審は,Yが,Xが元暴力団員であるという事実が真実であると信ずるにつき相当な理由があり,Yによる本件記事の公表には故意又は過失はなく不法行為が成立しないなどと判断し,Xの請求を棄却した。

Xは,一審判決を不服として控訴した。

控訴審は,本件記事は,その内容において公共の利害に関する事実に係るものといわなければならないが,本件記事の掲載は専ら公益を図る目的でなされたものといえることができ,また,証人の証言内容は相当程度具体的であり,X自身が執筆した著作の中で,Xは,反社会的集団と掛け合っただけになり,相手を殺したことで服役したと述べていること,当該殺人事件を報道する当時の新聞には,Xの肩書が元暴力団組員と記載されていることや,他の週刊誌等において,Xがある暴力団の会長らと親交があったと述べていることを併せ考慮すると,Yにおいて,証人の証言を信用できると考えたことが不合理であるといえることはできない,などの付加的判断をするほかは,原判決に記載のとおりであるから,これを引用するとし,本件控訴は理由がないとして,これを棄却した。

(3) 神戸地判平成26年9月19日 判例時報2241号134頁

平成22年(ワ)第3887号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は,小学5年生(11歳)のY1の乗っていた自転車に衝突されて,傷害を負い,また,後遺障害が残った被害者Xが,Y1に対しては民法709条に基づき,また,Y1の唯一の親権者で母親であるY2に対しては民法714条1項又は民法709条に基づき損害賠償請求をしたところ,Yらは,Y1に民法709条の責任があることは認めたものの,Y2については,民法714条1項,民法709条に基づく責任があることをいずれも争ったという事案である。

本判決は,Y1は,責任があると認めているが,法的評価についての自白は成立しないとした上で,事故当時11歳であったY1には,責任能力がなく,民法709条による責任を負わないとし,一方,Y2は,Y1の唯一の親権者であり,Y1と同居してその監護に当たり,監督義務を負っていたので,民法714条1項により賠償責任を負うものと判断をした。

(4)東京地判平成26年12月16日 金法2011号108頁

平成26年(ワ)第354号 損害賠償請求事件(請求棄却)

X(個人)は、地方銀行YのZ支店から普通預金口座の開設申込みを拒否された。本件は、Xが、銀行の公共的側面からすれば、預金口座の開設申込みを受けた場合、銀行には原則として承諾義務があり、合理的な理由なく承諾を拒絶することは不法行為に該当すると主張するとともに、Xとその父との関係は断絶していること等からすれば、Xの父が過去に政治団体に所属していたことを理由に預金口座の開設申込みを拒否したことは、合理的な理由があるとはいえないと主張して、損害賠償として慰謝料150万円および弁護士費用15万円の合計165万円の支払いを求めた事案である。

本判決は、銀行業について公共性が認められるとしつつも、(1)預金口座の開設申込みがされた場合において、銀行に承諾を義務付ける法令上の根拠はないこと、(2)銀行業務の公共性から、直ちに、預金口座の開設申込みの場面における契約自由の原則の適用が制限され、銀行が預金口座の開設申込みを承諾すべき義務があるとまではいえないこと、(3)Xは、普通預金口座の開設申込みをした当時、既に、地方銀行YのZ支店に普通預金口座を有しており、普通預金口座の開設申込みを拒否されたとしても、銀行取引を行うことが可能な状態であったことから、Xの権利が侵害されたということとはできず、また、(4)地方銀行Yは、普通預金口座の開設申込みを拒否した理由について、総合的に判断した結果である旨回答しており、Xが、当時、既に地方銀行YのZ支店に普通預金口座を有していたことを考慮すると、地方銀行Yが、Xの父が過去に政治団体に所属していたという事実をもって、普通預金口座の開設申込みを拒否したと認めることはできないとの理由から、地方銀行YがXからの普通預金口座の開設申込みを拒否したことについて、不法行為は成立しないと判示した。

【知的財産】

(5)知財高裁平成27年1月22日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10101号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/798/084798_hanrei.pdf

特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、「原文文字列の一部を伏字とすることにより作成された暗記学習用虫食い文字列が表示された暗記学習用教材」が発明に該当する旨を主張したが、請求が棄却された事案。

本願発明の暗記学習用教材は、「暗記学習用虫食い文字列は、原文文字列を対象として作成され、第1の伏字部分が設けられた第1の虫食い文字列と、原文文字列を対象として第1の虫食い文字列とは別に作成され、第1の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所とは異なる箇所に第2の伏字部分が設けられた第2の虫食い文字列を含む」という構成を採用したことにより、次の効果を奏する。すなわち、本願発明の暗記学習用教材を用いた学習によれば、学習者は、まず、色付き透明シート等の用具を用いることなく、第1の虫食い文字列を見て第1の伏字部分に入れるべき文字列(第1の正答文字列)を思い浮かべ、次に、第2の虫食い文字列を見ると、第2の虫食い文字列では、第1の虫食い文字列において第1の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所が伏字とされていないため、第1の伏字部分に入れるべきであった文字列を確認することができ、これにより、先程自分が思い浮かべた内容が正しかったかどうかを知ることができる。またここで、第2の虫食い文字列では、第1の虫食い文字列において第1の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所とは異なる箇所に第2の伏字部分が設けられているため、学習者は引き続き、第2の伏字部分に入れるべき文字列(第2の正答文字列)を思い浮かべ、第1の虫食い文字列に戻ると、第1の虫食い文字列では、第2の虫食い文字列において第2の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所が伏字とされていないため、第2の伏字部分に入れるべきであった文字列を確認することができ、これにより、先程自分が思い浮かべた内容が正しかったかどうかを知ることができる。

本願発明は、暗記学習用教材という媒体に表示される暗記学習用虫食い文字列の表示形態及び暗記学習の対象となる文字列自体を課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができるという効果を奏するとするものである。そうすると、本願発明の技術的意義は、暗記学習用教材という媒体に表示された暗記すべき事項の暗記学習の方法そのものにあるといえるから、本願発明の本質は、専ら人の精神活動そのものに向けられたものであると認められる。

したがって、本願発明は、その本質が専ら人の精神活動そのものに向けられているものであり、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則、あるいは、これを利用するものではないから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。以上によれば、本願発明は、特許法2条1項に規定する「発明」に該当しないものである。

(6)東京地判平成24年12月25日 判例タイムズ1407号308頁

平成23年(ワ)第36736号 不正競争防止法4条に基づく損害賠償請求事件(一部認容,控訴)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/888/082888_hanrei.pdf

コイル状ストラップ付タッチペンを販売している原告は、被告が原告商品の形態を模倣した商品を販売しており不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為にあたるとして、同法4条に基づき446万円の損害賠償を求めた。本判決は、同法2条1項3号の保護が及ばない「ありふれた形態」であるか否かは、商品を全体として観察して判断すべきであり、原告商品の形態と被告が同種商品として主張する商品の形態とを全体として対比すると、原告商品が何の特徴もないありふれた形態であるとは言えないとし、また、同号括弧書きの「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」であるか否かについては、被告が主張する部分は、形状や材質等において多様な選択肢があり得るものであり、具体的な形態として原告商品の形態を必然的に採用せざるを得ないものとは認められないとし、これを否定し、その上で、両者の商品が実質的に同一であること、原告商品は任天堂のライセンス商品であること、原告商品の販売数量、被告の業務内容等の事情から、被告は、原告商品の形態に依拠して被告商品を作り出したとし、296万7416円の範囲で請求を認容した。

(7)東京地判平成27年1月29日 裁判所HP

平成25年(ワ)第8146号 著作権損害賠償請求事件(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/838/084838_hanrei.pdf

原告と被告との間で締結された、被告のキャンペーン「健康松下21」のイメージキャラクターの使用に関する契約に基づき著作権を有するイラストを無断で利用したポスター等のプロダクトを被告が自ら製作し、又は第三者に製作させて、原告のイラストの著作権(複製権又は翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害して原告に損害を与えたと主張して、原告が被告に対して、著作権及び著作者人格権侵害による損害賠償請求権に基づき、3355万円の損害賠償金の支払を求めた事案。

被告は、健康松下21の活動にかかわる媒体内において自由にキャラクターを使用することができる旨の本契約書2条を理由として、健康松下21の事業において本件諸イラストのイラストデータを自由に使用することができるから、複製又は翻案について原告から許諾されていたと主張したが、本件契約における「キャラクター」とは、原告が被告に納品するイラストないしそのデータを意味すると認められるところ、本件契約書3条は、被告が原告以外の制作会社に「キャラクター」の改変や新規作成を依頼することができない旨を定めているのであり、本件クリアファイル、本件ポスターにおいて原告のイラストの改変を行ったのは原告以外の業者であるから、こうした改変をした上での利用の許諾がされていたと解することは困難である、として、同一性保持権の侵害、複製権又は翻案権の侵害を認め、84万2584円の損害を認定した。

(8)東京地判平成27年1月29日 裁判所HP

平成26年(ワ)第7213号 パブリシティ権侵害差止等請求事件(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/811/084811_hanrei.pdf

被告株式会社日本ジャーナル出版が、原告らの肖像写真に裸の胸部(乳房)のイラストを合成した画像を用いた記事を掲載した本件雑誌を出版し、販売したことについて、原告らが、原告らのパブリシティ権並びに人格権及び人格的利益が侵害されたと主張して、被告会社に対し、民法709条に基づき、1100万円の損害賠償金の支払を求めた事案。

個人の氏名、肖像等を無断で使用する行為は、(1)肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する、(2)商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付する、(3)肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とすると認められる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解される(最高裁平成24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁参照)ところ、原告らのファン等が本件記事中の肖像写真を入手するために本件雑誌を購入することがあるとはおよそ考え難く、本件記事に原告らの肖像等を無断で使用する行為は、上記(1)の肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえず、また、上記(1)以外の理由により専ら原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものと認めることもできないので、原告らの肖像等を用いた本件記事を本件雑誌に掲載する行為が原告らのパブリシティ権の侵害とは認められない。

しかしながら、本件記事は、第三者である被告会社が、読者に原告らの乳房又はヌードを妄想させることを目的として、原告らの肖像等を無断で利用して露骨な性的表現を意図的に作出したものであり、原告らが上記胸の大きさ等を強調するような芸能活動を行っていたことをもって、原告らにおいて本件記事のような内容の記事の掲載を受忍すべきと解する理由はないというべきであるから、本件記事を本件雑誌に掲載する行為は、原告らの人格権としての氏名権及び肖像権並びに人格的利益としての名誉感情を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である、として、75万円の損害が認定された。

【民事手続】

(9) 最二決平成27年1月22日 最高裁HP(諫早湾間接強制決定長崎地裁事件)

平成26年(許)第26号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/795/084795_hanrei.pdf

(裁判要旨)

諫早湾の干拓地で農業を営み、又は同湾内で漁業を営む者等であるXらが、Yに対し、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門(以下「本件各排水門」という。)を開放してはならない旨をYに命ずる仮処分決定に基づき、間接強制の申立てをした事案において、Yが第三者の提起した訴訟の確定判決により上記排水門を開放すべき義務を負っているという事情がある場合においても執行裁判所はYに対し間接強制決定をすることができるとした事例。

(理由)

本件仮処分決定に基づき抗告人が負う債務の内容は、本件各排水門を開放してはならないということだけであるから、それ自体、性質上抗告人の意思のみで履行することができるものである。このことは、Yが別件確定判決により本件各排水門を開放すべき義務を負っていることにより左右されるものではない。民事訴訟においては、当事者の主張立証に基づき裁判所の判断がされ、その効力は当事者しか及ばないのが原則であって、権利者である当事者を異にし別個に審理された確定判決と仮処分決定がある場合に、その判断が区々に分かれることは制度上あり得るのであるから、同一の者が仮処分決定に基づいて確定判決により命じられた行為をしてはならない旨の義務を負うこともまたあり得るところである。本件仮処分決定により本件各排水門を開放してはならない旨の義務を負ったYが、別件確定判決により本件各排水門を開放すべき義務を負っているとしても、間接強制の申立ての許否を判断する執行裁判所としては、これら各裁判における実体的な判断の当否を審理すべき立場にはなく、本件仮処分決定に基づき間接強制決定を求める申立てがされ、民事執行法上その要件が満たされている以上、同決定を発すべきものである。

(10) 最二決平成27年1月22日 最高裁HP(諫早湾間接強制決定佐賀地裁事件)

平成26年(許)第17号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/796/084796_hanrei.pdf

(裁判要旨)

諫早湾の干拓地で農業を営み、又は同湾内で漁業を営む者等であるXらが、Yに対し、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門(以下「本件各排水門」という。)を開放してはならない旨をYに命ずる仮処分決定に基づき、間接強制の申立てをした事案において、Yが第三者の提起した訴訟の確定判決により上記排水門を開放すべき義務を負っているという事情がある場合においても執行裁判所はYに対し間接強制決定をすることができるとした事例。

(理由)

本件仮処分決定に基づき抗告人が負う債務の内容は、本件各排水門を開放してはならないということだけであるから、それ自体、性質上抗告人の意思のみで履行することができるものである。このことは、Yが別件確定判決により本件各排水門を開放すべき義務を負っていることにより左右されるものではない。民事訴訟においては、当事者の主張立証に基づき裁判所の判断がされ、その効力は当事者しか及ばないのが原則であって、権利者である当事者を異にし別個に審理された確定判決と仮処分決定がある場合に、その判断が区々に分かれることは制度上あり得るのであるから、同一の者が仮処分決定に基づいて確定判決により命じられた行為をしてはならない旨の義務を負うこともまたあり得るところである。本件仮処分決定により本件各排水門を開放してはならない旨の義務を負ったYが、別件確定判決により本件各排水門を開放すべき義務を負っているとしても、間接強制の申立ての許否を判断する執行裁判所としては、これら各裁判における実体的な判断の当否を審理すべき立場にはなく、本件仮処分決定に基づき間接強制決定を求める申立てがされ、民事執行法上その要件が満たされている以上、同決定を発すべきものである。

(11) 最三判平成27年2月17日 最高裁HP

平成24年(受)第1831号 求償金等請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/862/084862_hanrei.pdf

(裁判要旨)

事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有する。

(理由)

事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの(最高裁昭和59年(オ)第885号同60年2月12日第三小法廷判決・民集39巻1号89頁参照)、事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる。また、上記のような事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても民法459条1項後段所定の行為をした後に

改めて事後求償権について消滅時効の中断の措置をとらなければならないとすることは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でない。

(12)東京高決平成26年7月11日 判例タイムズ1407号109頁

平成26年(ラ)第1209号 免責許可決定に対する抗告認容決定に対する抗告事件(抗告棄却・確定)

Xは、平成26年に破産・免責許可申立を行い、同時廃止決定及び免責許可決定を受けた。Yが即時抗告を申し立てたところ、破産裁判所は、再度の考案をし、Xが平成12年に妻に対し建物等を譲渡したことが破産法252条1項1号の免責不許可事由にあたり、裁量免責も妥当ではないとして、免責許可決定を取り消して免責不許可決定をした。Xが即時抗告を申し立てたところ、本決定は、上記建物等は住宅ローン分を差し引いても1000万円を超える余剰価値があったにもかかわらず妻が売買代金を支払っていないこと、Xが住宅ローンを支払う資力もない状況であったことを認定し、上記譲渡は債権者を害する目的でされた財産の不利益処分にあたるので免責不許可事由があるとし、また、破産申立前のXのYに対する態度は不誠実で債務も殆ど弁済されていないこと、残債務額が約1000万円と多額であること等に加え、本件は免責につきYから争われることが当然に予想されるにもかかわらず同時廃止の申立を選択しており、破産裁判所が自ら認識可能な事実では裁量免責を許可できないとして免責不許可決定をしたときは、一般に、抗告審において同決定を否定する証拠資料を得る手立てがなく、この観点からも裁量免責を許可できないとし、即時抗告を棄却した。

(13)神戸地豊岡支部決平成26年8月7日 金法2010号106頁

平成26年(ケ)第10号 担保不動産競売申立事件(手続取消)

本件は、債権者であるX信用協会が、債務者兼所有者であるYとの間の保証委託取引を担保するため設定した根抵当権に基づき、Yが金融機関Aに対して信用保証委託契約に基づき保証債務の履行として金員を支払ったことにより取得した求償債権等を被担保債権、極度額の範囲を請求債権として、建物(本件建物)およびその敷地(本件土地)ほか3筆の土地の合計5つの不動産の競売を求めた事案である。執行官が現況調査をしたところ、本件土地には登記名義人が異なる件外建物が存在していたが、当該件外建物は、本件建物より先に建築され、増築工事がされたことにより本件建物と内部で行き来できるようになり、同工事後に本件建物についてのみ上記根抵当権が設定されたことなどが判明した。

本決定は、上記現況調査等の結果を踏まえ、本件建物は、上記根抵当権設定当時、独立性を有していなかったから、これを独立の建物として設定した上記根抵当権は、建物の一部に対する抵当権の設定であって無効と判断した上、本来、抵当権が無効であれば手続を進めることはできず競売開始の申立てを却下すべきところ、上記根抵当権が無効であるという事情は現況調査等により初めて判明したことであるから、手続を続行する利益がない場合に手続の取消しを規定した民事執行法53条の趣旨を類推し、本件建物についての競売手続を取り消した。

【刑事法】

(14)最三判平成26年12月2日 最高裁HP

平成24年(あ)第1454号 殺人、死体遺棄、強盗殺人、窃盗、有印私文書偽造、同行使、詐欺被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/792/084792_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(静岡2女性殺害等事件)

(事案)

妻子のあった被告人は、(1)同棲中の不倫相手(当時22歳)に、無断で貯金口座から引き出して使い込んだ990万円の返済を強く迫られ、警察に被害届を提出すると言われ、それを阻止するとともに債務の支払を免れようと考え、平成17年10月26日頃、自宅寝室において、同女の頸部を両手で強く圧迫して窒息死させて殺害し、債務の支払を免れた上、その翌日から約3か月にわたり、同女のキャッシュカード、通帳等を使って、同女名義の預貯金口座から現金合計約2358万円を引き出したり自己の管理する口座に振り込ませたりし(強盗殺人、窃盗、有印私文書偽造、同行使、詐欺)、(2)妻に無断で離婚届を提出した後に入籍していた別の不倫相手(当時25歳)との別れ話のもつれから同女の殺害を決意し、平成22年2月23日、自宅寝室において、同女の頸部を両手で強く圧迫するなどして窒息死させて殺害し、その後、同女の死体を別居中の妻方まで運んだ上、倉庫内に隠して遺棄した(殺人、死体遺棄)行為において、殺人、死体遺棄、強盗殺人、窃盗、有印私文書偽造、同行使、詐欺の罪で起訴された。

第1審判決は、死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

(1)の犯行は、被告人が、経済的な援助まで受けていた不倫相手の女性を裏切って大金を使い込み、その返済に誠意

のない対応を続けたことが主な原因となっており、(2)の犯行は、(1)の犯行の約4年4か月後に別の不倫相手の女性を殺害したものであるが、被告人が同女に対して妻との関係等につきその場しのぎの対応をとり続けていたことが主な原因となっているのであって、各犯行の経緯及び身勝手な動機に酌むべき点はない。また、被告人は、仰向けに倒れた各被害者の腹部に馬乗りになって頸部を両手で圧迫し続けるなどし、(2)の犯行では被害者の口から空気が漏れるような音が聞こえると、更に革製ベルトで頸部を絞め付け殺害している。いずれも強固な殺意に基づく非情かつ残酷な犯行である。若い女性2名の生命が奪われた結果は誠に重大である。遺族らの処罰感情も厳しい。

そうすると、各殺害は計画的でないこと、被告人なりに、各被害者を殺害したことにつき反省の態度を示し、各被害者やその遺族へ謝罪の意思を表していることなど、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、その刑事責任は極めて重大であり、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ないから、上告を棄却する。

(15) 最二決平成26年12月10日 最高裁HP

平成25年(シ)第133号 再審請求事件についてした決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/793/084793_hanrei.pdf

(要旨)

刑訴法435条6号の証拠の明白性を否定した原判断が是認された事例(いわゆる福井女子中学生殺人事件)

(事案)

再審請求事件について、申立人ら提出に係る新証拠の明白性を否定して各再審請求を棄却すべきものとした決定がなされた。

それに対して、特別抗告が申し立てられた。

(判旨)

新証拠の明白性を否定して再審請求を棄却すべきものとした原判断は、正当として是認することができるから、各抗告を棄却する。

(16) 最二決平成27年2月3日 最高裁HP

平成25年(あ)第1127号 住居侵入、強盗殺人被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/840/084840_hanrei.pdf

(要旨)

住居侵入、強盗殺人の事案につき死刑に処した第1審判決を量刑不当として破棄して無期懲役に処した原判決の量刑が維持された事例

(事案)

被告人は、金品を強奪する目的で、被害男性(74歳)方居室に無施錠の玄関ドアから侵入し、殺意をもって、同人の頸部を三徳包丁で突き刺し、失血により死亡させたことにより、住居侵入、強盗殺人罪で起訴された。

第1審判決は被告人を死刑に処した。

原判決は、第1審判決を破棄し、被告人を無期懲役に処した。

検察官、弁護人がいずれも上告した。

(判旨)

第1審判決は、殺意が強固で殺害の態様等が冷酷非情であり、その結果が極めて重大であることを重視して死刑を選択したが、本件は、被害者方への侵入時に殺意があったとまでは確定できず、一定程度非難が弱まるため、死刑の選択がやむを得ないとはいえない。第1審判決は、その他重視すべき事情として、2人の生命を奪った殺人の罪等で懲役20年に処された前科がありながら、金品を強奪する目的で被害者の生命を奪ったことを挙げているが、本件強盗殺人という自己の利欲目的の犯行である点や犯行の経緯と、口論の上妻を殺害し、子の将来を悲観して道連れに無理心中しようとした前科の内容とは関連が薄い上、被告人は、刑の執行を受け終わり、更生の意欲をもって就職するも前科の存在が影響して職を維持できず、自暴自棄となった末に本件に及んだとみる余地があるのであって、前科の存在を過度に重視するのは相当ではない。以上のとおり、前科以外の情状からすると死刑の選択がやむを得ないとはいえない本件において、前科を過度に重視して死刑を言い渡した第1審判決は、死刑の選択をやむを得ないと認めた判断の具体的、説得的な根拠を示したものとはいえない。第1審判決を破棄して無期懲役に処した原判決は、第1審判決の判断が合理的ではなく、被告人を死刑に処すべき具体的、説得的な根拠を見だし難いと判断したものであって、その結論は当審も是認することができるから、原判決の刑の量定が甚だしく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反するということはできないから、上告は棄却する。

(17) 最二決平成27年2月3日 最高裁HP

平成25年(あ)第1729号 住居侵入,強盗強姦未遂,強盗致傷,強盗強姦,監禁,窃盗,窃盗未遂,強盗殺人,建造物侵入,現住建造物等放火,死体損壊被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/084839_hanrei.pdf

(要旨)

住居侵入,強盗殺人,建造物侵入,現住建造物等放火,死体損壊等の事案につき死刑に処した第1審判決を量刑不当として破棄して無期懲役に処した原判決の量刑が維持された事例

(事案)

被告人は,1(1)(ア)平成21年10月20日夜頃から翌21日未明頃までの間に,千葉県松戸市内のマンションの当時21歳の女性方居室に侵入した上,帰宅した同女に対し,金品強取の目的で,同所にあった包丁を突き付け,両手首を緊縛するなどの暴行脅迫を加え,その反抗を抑圧して,金品を強取するとともに,殺意をもって,同女の左胸部を同包丁で3回突き刺すなどし,同女を左胸部損傷による出血性ショックにより死亡させて殺害し,(イ)同月21日,合計3回にわたり,強取に係るキャッシュカード等を使用した現金窃盗に及ぼうとし,うち1回は既遂,その余の2回は未遂に終わり,(ウ)翌22日,15名が現に住居に使用前記マンションに放火し,前記(ア)の女性の死体を焼損するなどして強盗殺人の犯跡を隠蔽しようとして,前記居室内に侵入した上,死体付近に置かれた衣類等にライターで火を放ち,前記マンションの前記居室を焼損するとともに,同女の死体を焼損した「松戸事件」として,住居侵入,強盗殺人,建造物侵入,現住建造物等放火,死体損壊の罪で起訴された。

なお,1(2)松戸事件の前後約2か月間に,(ア)民家等への住居侵入の上,窃盗に及んだもの3件,(イ)民家への住居侵入の上,当時76歳の女性に対して全治約3週間を要し後遺症が残る傷害を負わせた強盗致傷,(ウ)民家への住居侵入の上,当時61歳の女性に対して全治約8週間を要し後遺症が残る傷害を負わせた強盗致傷,帰宅した当時31歳の女性に対して全治約2週間を要する傷害を負わせた強盗強姦,監禁,さらに,強取に係るキャッシュカード等を使用した現金窃盗,(エ)当時22歳の女性に対して全治約2週間を要する傷害を負わせた強盗致傷,及び(オ)民家への住居侵入の上で当時30歳の女性に対する強盗強姦未遂の各犯行に及んだ。

第1審判決は,被告人を死刑に処したが,原判決は,以下の理由により,第1審判決を破棄し,被告人を無期懲役に処した。

すなわち,死刑は,窮極の峻厳な刑であり,慎重に適用すべきであることはいうまでもない。最高裁昭和56年(あ)第1505号同58年7月8日第二小法廷判決・刑集37巻6号609頁に示された死刑選択の際の考慮要素につき検討すると,松戸事件における被害女性の殺害行為は,計画的なものではない。松戸事件以外の事件は,人の生命を奪って自己の利欲等の目的を達成しようとした犯行ではなく,その重大悪質な犯情や行為の危険性をいかに重視したとしても,各事件の法定刑からして死刑の選択はあり得ない。前科を見ても,殺意を伴うものではなく,松戸事件のように人の生命を奪おうとまでした事件ではない。(判決文中の)2(イ)(ウ)の事情中に死刑を選択すべき特段の要素は見当たらない。そして,殺害された被害者が1名の強盗殺人の事案において,その殺害行為に計画性がない場合には死刑は選択されないという先例の傾向がみられるところ,その傾向と異なる判断をするときには,死刑は慎重に適用すべきであるという観点からも,その合理的かつ説得力のある理由が示される必要がある。しかし,2(イ)(ウ)の事情があることを理由として,その傾向に沿った判断を排した上で死刑を選択し得るとすることは,合理的かつ説得力のある理由を示したものとはいえない。松戸事件前後の強盗致傷,強盗強姦等の事件の犯情が重大,悪質,かつ危険であることなどを併せ考慮し,更に一般情状を十分に斟酌しても,本件で死刑を選択することが真にやむを得ないものとはいえず,第1審判決には,無期懲役と死刑という質的に異なる刑の選択に誤りがある。

検察官,弁護人がいずれも上告した。

(判旨)

松戸事件が被害女性の殺害を計画的に実行したとは認められず,殺害態様の悪質性を重くみることに限界がある事案であるのに,松戸事件以外の事件の悪質性や危険性,被告人の前科,反社会的な性格傾向等を強調して死刑を言い渡した第1審判決は,本件において,死刑の選択をやむを得ないと認めた判断の具体的,説得的な根拠を示したものとはいえない。第1審判決を破棄して無期懲役に処した原判決は,第1審判決の前記判断が合理的ではなく,本件では,被告人を死刑に処すべき具体的,説得的な根拠を見だし難いと判断したものと解されるのであって,その結論は当審も是認することができる。したがって,原判決の刑の量定が甚だしく不当であり,これを破棄しなければ著しく正義に反するということはできない。したがって,上告は棄却する。

(18) 大阪高判平成25年7月2日 判例タイムズ1407号221頁

平成24年(う)第1625号 詐欺被告事件(控訴棄却,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/955/083955_hanrei.pdf

暴力団員である被告人は,金融機関にて,自らが反社会的勢力ではない旨を表明・確約して預金口座の開設等を申込み預金通帳の交付を受けたとして詐欺罪とされた。金融機関における普通預金規定中には,預金者が反社会的勢力

に該当する場合には預金口座の開設を拒絶できる等とする取引拒絶規定が存するところ、被告人は、同規定は憲法22条1項の趣旨に適合するように限定解釈(具体的には、少なくとも預金者が預金口座を暴力団等の活動と無関係な日常生活等に使用する場合には適用がないと解釈)すべきであり、同解釈によれば本件には適用されず、詐欺罪も成立しないとして控訴した。本判決は、上記規定は金融庁の指導に基づく公的な性格を有するものであり、同規定による経済活動の自由に対する制約は、正当な目的及び十分な必要性が認められるとし、また、預金口座が反社会的勢力の活動とは無関係な経済活動に使用する場合でも開設を拒絶等される不利益についても、その者が反社会的勢力との関係を根絶することにより容易に回避できるものであり生存権に影響を及ぼすような重大な不利益とは言えない等とし、上記規定による制約はその目的を達成する手段としても合理的なものであると認めるので、憲法22条1項を始めとする憲法の趣旨に反しないとし、控訴を棄却した。

(19)福島地判平成26年9月30日 判例時報2240号119頁

平成25年(ワ)第117号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

刑事裁判において裁判員に選任された者が、原告となって、その職務を務めたことにより急性ストレス障害を発症したとして、その原因が裁判員選任手続への出頭を強制され、裁判員に選出されて、刑事裁判の審理に参加して凄惨な現場写真等の証拠を取り調べ、死刑判決に関与せざるを得なくなったからであり、裁判員法の規定は憲法18条後段、22条1項及び13条に違反し、裁判員法を制定した国会議員の行為は違法であり、最高裁判所裁判官は平成23年11月16日の大法廷判決で裁判員制度の推進を図る政治的目的をもって裁判員法の合憲判断を行い、下級裁判所が同法を違憲判断することを困難にさせて裁判員法を運用させた違法があるなどと主張し、国家賠償請求をした事案において、裁判所が、原告が所定の選任手続を経ている中で辞退事由該当項目はないと考え辞退を申し出なかったこと、被害者殺害直後の現場の状況等を撮影した写真等の証拠調べに立ち会い、気分が悪くなり同日の昼食の大半を残し、トイレで嘔吐したこと、その後も辞任の申立てをすることなく裁判員裁判に参加したこと、裁判員裁判終了後も体調不良の状況が継続したため、病院を受診したところ、本件裁判員裁判に参加したことによる急性ストレス障害と診断されたこと等を認定し、同症状発生と裁判員裁判への参加には相当因果関係が認められると判示したが、裁判員制度の目的のもとで課せられる国民の負担は合理的範囲に留まっており、その職務は憲法18条後段、22条1項及び13条に違反しない、国会議員の立法行為が原告との関係で国賠法1条1項の適用上違法だとする原告の主張は前提を欠き失当、最高裁判所裁判官が上記最高裁大法廷判決を言い渡すにつき政治的目的があったとは認められない、などと判示し、原告の請求を棄却した事例。

【公法】

(20)東京高判平成26年9月24日 金法2010号76頁

平成26年(行コ)第145号,同第211号 相続税更正処分取消請求控訴,同附帯控訴事件(X1及びY双方の各控訴棄却,X2の附帯控訴の主位的請求却下・予備的請求棄却)

Xらは、Xらの亡父AがXらを死亡給付金の受取人としてB(後に補助参加人Zに保険契約を包括移転)との間で締結していた各変額個人年金保険契約に基づく各死亡給付請求権について、相続開始後、その履行期までに年金の種類および支払期間が受取人であるXらにより指定されているものであったことから、相続税法24条1項(平成22年法律第6号による改正前のもの。以下、特に断らない限り、同じ)に規定する定期金給付契約に関する権利であって、同項1号に規定する「有期定期金」で「残存期間が35年を超えるもの」に該当するとして、相続税の修正申告をした。これに対し、税務署長Zは、Xらに対し、本件各死亡給付請求権はいずれも相続税法24条1項に規定する定期金給付契約に関する権利には該当せず同項1号の適用はないものと判断するとともに、Aの相続人らに係る按分割合の計算に当たり、Xら主張の端数調整法を採用せず、上記相続人らそれぞれに係る相続税の課税価格を分子とし、上記相続人ら全員に係る課税価格の合計額を分母とする分数を上記相続人らそれぞれに係る按分割合として、Xらに対する各更正処分をした。本件は、Xらが、国Yに対し、上記各更正処分のうち上記修正申告においてXらが申告した納付すべき税額を超える部分の取消しを求める事案である。原審は、本件各死亡給付請求権は、相続税法24条1項1号に規定する「有期定期金」で「残存期間が35年を超えるもの」に該当すると判断した上で、Aの相続人らに係る按分割合の計算に当たっては税務署長Zの計算方法を採用して、X1の相続税額は8713万3900円となり、X2の相続税額は16億8597万5300円となる。X1に対する更正処分のうち相続税額6249万7100円を超える部分の取消しを求めるX1の請求は、相続税額8713万3900円を超える部分の取消しを求める限度で理由があるからその限度で認容し、X2に対する更正処分のうち相続税額17億1552万7400円をこえる部分の取消しを求めるX2の請求は、同額がX2の相続税額を上回るから、X2の請求は全て理由があるものとして認容した。これに対し、X1は、X1敗訴部分を不服として控訴を提起した。また、Yは、Y敗訴部分を不服として控訴を提起した。さらに、X2は、原審における請求を拡張し(主位的請求)、これが認容されない場合には、過大に納付した2955万2100円相当の不当利得の返還を求める請求(予備的請求)を追加する内容の附帯控訴を提起した。

本判決は、X1およびYの各控訴について、みなし相続財産の場合には、相続人は、みなし相続財産を被相続人から承継取得するのではないから、評価にあたって考慮すべき事情を相続開始時までの事情に限定する論理必然性はなく、相続人は、財産取得の法律上の発生原因たる契約等に基づき原始的に取得し、その権利の具体的な内容はその法律上の発生原因たる契約等によって定められるものと解されるから、相続税法24条1項は、「相続財産について、相続開始時点における時価により評価する」という原則を定める相続税法22条にいう「特別の定め」であるとして、本件各死亡給付請求権も相続税法24条1項1号に規定する「有期定期金」で「残存期間が35年を超えるもの」に該当すると判断して、X1の請求を原判決が認容した限度で認容し、X2の請求を全部認容して、X1及びY双方の控訴をいずれも棄却した。また、X2の附帯控訴については、特段の事情がないのに、更正の請求という特別の手続を経ることなく、申告額を超えない部分についてまで取消しを求めるX2の請求(附帯控訴に基づく主位的請求の拡張請求部分)は、訴えの利益がなく、不適法であるとしたうえ、X2は、上記修正申告をしたことにより相続税額を17億1552万7400円の範囲内で確定させているから、これを下回る部分についての国の徴税には法律上の原因があり、不当利得は成立せず、X2の附帯控訴に基づく予備的請求も認められないと判示した。

【社会法】

(21) 福井地判平成26年5月2日 判例時報2239号141頁

平成25年(ワ)200号,201号 損害賠償請求労働審判異議事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件はXがYとの内定契約締結を受けて当時勤務していた会社を退職したにもかかわらずYが内定契約を違法に取り消したなどとして不法行為に基づきYに就職していたのであれば得られたであろう賃金相当の逸失利益,慰謝料,弁護士費用等の損害賠償を求めた事案であり,労働審判手続においてYがXに対し一定額を支払う旨等の審判が出されたが当事者双方が異議を述べ訴訟へ移行した。

Yは内定契約が合意された事実はないと主張し本件は内定契約の成否が主要争点となった。

本判決は、X,Y代表者等の尋問結果を踏まえ口頭によりXが将来訴外会社を退職してYに入社することなどを内容とする始期付き労働契約が成立したと認定し、同契約の解約に合理的ないし社会通念上相当な理由があったとも認められないとして、再就職先に就職するまでの期間のうちXが受給した失業保険を控除した賃金相当額177万8114円,慰謝料50万円,弁護士費用25万円あまりの請求を認容した。

(22) 東京地裁判決平成26年7月31日 判例時報2241号95頁

平成24年(ワ)第16309号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は、A株式会社の従業員であったXが、上司Y2から様々な注意や指導を受ける等して、うつ病に罹患し、進行したことについて、A株式会社らのグループ会社が、組織の再編成を行い、Aのコーポレート部門の事業が吸収分割され、同事業の権利義務が承継されたY1株式会社に転籍した後に、内部通報制度に従い、Y1にY2に関するパワーハラスメント行為を通報して、Y2の責任追及と再発防止策の検討を求め、コンプライアンス室の室長Y3が担当となったものの、Y3の調査によって、パワーハラスメントはないなどの結果が出たことから、Xが、Y2からパワーハラスメントがあり、Y3が適切な対応をとらなかったなどと主張し、Y1ないしY3に対し損害賠償請求を行った事案である。

本判決は、Y3の面談や発言などの対応は不法行為には当たらないとしたものの、Y2のXに対する発言の一部は、侮辱を与え、過度に心理的負担を加え、名誉感情を害するものであり、また、Xの休職の申出を阻害し、Xの心身に対する配慮を欠く言動もあったことは、Xのうつ病の発症及び進行に影響を与えた違法なものであるとして不法行為を認め、Y1の損害賠償債務の承継を認めて、使用者責任を肯定した。

そして、本判決は、Xの損害として、治療関係費用等(75万0146円)、休業損害等(362万3496円)及び慰謝料(450万円)を認めた上で、4割の素因減額、損益相殺を認め、弁護士費用として27万円を認めた。

また、本判決においては、被告らによる消滅時効の主張がなされたが、当該主張に対しては、消滅時効の起算点が、最初うつ病と診断された時点ではなく、早くとも障害等級二級の認定を受けた月以降と解するべきとして、消滅時効の主張を排斥した。

(23) 福岡地判平成26年8月8日 判例時報2239号88頁

平成24年(ワ)第7号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

Y医療法人A病院に勤務する看護師XがB大学病院での検査によりエイズウイルス陽性と診断されたがBの医師からその情報を得たA病院の医師及び職員がXの同意なくA病院の他の職員らとXの情報を共有したことにつきプライバシー侵害として、A病院におけるXとの面談においてHIV感染を理由に勤務を休むよう指示したことにつきXの就労の権利を不法に侵害したとしてXがYに対し民法715条に基づき損害賠償を求めた事案である。

本判決は、患者個人の医療情報は本人の同意を得ないで取り扱うことは特段の事情がない限りプライバシー侵害として不法行為が成立し、院内感染を防止するためであったとしても事前にXの同意を得ることを要し本件では同意を

得ることは十分可能であったのに得ないまま情報を共有することは違法であり勤務を休むよう指示したことは就労妨害にあたり違法であるとして慰謝料200万円,うち100万円はB大学病院から和解で受領し填補されていることから100万円,弁護士費用10万円の支払を認めた。

【紹介済判例】

知財高判平成24年7月4日 判例タイムズ1407号134頁

平成23年(行ケ)第10313号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/433/082433_hanrei.pdf

法務速報135号12番で紹介済

東京地判平成24年8月22日 判例タイムズ1407号279頁

平成23年(ワ)第13313号 不動産売買契約無効確認等請求事件(一部訴え却下,一部請求棄却,控訴)

法務速報143号8番で紹介済

東京高判平成24年8月29日 判例タイムズ1407号99頁

平成24年(ネ)第2460号 損害賠償等請求控訴事件(変更,上告,上告受理申立)

法務速報149号3番で紹介済

東京高判平成25年8月28日 判例タイムズ1407号228頁

平成24年(ウ)第2255号 覚せい剤取締法違反,関税法違反(認定罪名関税法違反)被告事件(控訴棄却・確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/957/083957_hanrei.pdf

法務速報154号18番で紹介済

東京高判平成25年12月18日 判例タイムズ1407号234頁

平成25年(ウ)第578号各海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反被告事件(各控訴棄却,一部確定,一部上告(後上告棄却))

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/188/084188_hanrei.pdf

法務速報157号19番で紹介済

大阪地判平成26年3月27日 判例時報2240号135頁

平成24年(ワ)第13709号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

法務速報156号10番で紹介済

最二判平成26年3月28日 金法2011号94頁

平成25年(あ)第3号 詐欺被告事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/091/084091_hanrei.pdf

法務速報156号14番で紹介済

最二判平成26年3月28日 金法2011号102頁

平成25年(あ)第725号 詐欺被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/098/084098_hanrei.pdf

法務速報156号15番で紹介済

知財高判平成26年5月30日 判例タイムズ1407号199頁

平成25年(行ケ)第10195号 審決取消請求事件(認容,上告受理申立)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/226/084226_hanrei.pdf

法務速報158号13番で紹介済

最一決平成26年7月8日 判例タイムズ1407号75頁

平成25年(あ)第169号 強制わいせつ致死,殺人被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/531/084531_hanrei.pdf

法務速報165号16番で紹介済

最二決平成26年7月9日 判例時報2241号20頁
平成26年(行ツ)第96号及び同(行ヒ)第101号 選挙無効請求事件(上告棄却,上告不受理)
法務速報159号22番で紹介済

最二決平成26年7月9日 判例タイムズ1407号47頁
平成26年(行ツ)第96号及び同(行ヒ)第101号 選挙無効請求事件(上告棄却,上告不受理)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/332/084332_hanrei.pdf
法務速報159号22番で紹介済

最一決平成26年7月10日 判例タイムズ1407号62頁
平成25年(ク)第1158号,平成25年(許)第35号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可
抗告事件(破棄自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/333/084333_hanrei.pdf
法務速報159号17番で紹介済

最二判平成26年7月14日 判例タイムズ1407号52頁
平成24年(行ヒ)第33号文書不開示決定処分取消等請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/334/084334_hanrei.pdf
法務速報159号23番で紹介済

最二判平成26年7月18日 判例時報2239号54頁
平成24年(行ヒ)459号 貸金業者登録拒否処分取消等請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/336/084336_hanrei.pdf
法務速報159号24番で紹介済

最二判平成26年7月18日 判例タイムズ1407号58頁
平成24年(行ヒ)第459号 貸金業者登録拒否処分取消等請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/336/084336_hanrei.pdf
法務速報159号24番で紹介済

最一決平成26年7月22日 判例時報2240号143頁
平成24年(あ)第1391号 業務上過失致死被告事件(上告棄却)(明石砂浜陥没死事件第2次上告審決定)
法務速報160号21番で紹介済

最一決平成26年7月22日 判例タイムズ1407号82頁
平成24年(あ)第1391号 業務上過失致死被告事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/340/084340_hanrei.pdf
法務速報160号21番で紹介済

最三判平成26年7月29日 判例時報2241号63頁
平成25年(受)第78号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)
法務速報160号20番で紹介済

東京高判平成26年8月27日 判例時報2239号118頁
平成25年(ネ)第4770号 損害賠償請求控訴事件 取消(上告,上告受理申立て)
法務速報164号7番で紹介済

最二判平成26年9月5日 判例時報2240号60頁
平成25年(受)第2024号 放送受信料請求事件(上告棄却)
法務速報161号1番で紹介済

最一判平成26年9月25日 判例タイムズ1407号69頁
平成25年(受)第1649号 建物賃料増額確認請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/084488_hanrei.pdf

法務速報162号16番で紹介済

最一判平成26年10月9日 判例時報2241号3頁

平成26年(受)第771号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

法務速報162号22番で紹介済

最一判平成26年10月9日 判例時報2241号3頁

平成23年(受)第2455号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

法務速報162号21番で紹介済

2. 平成27年(2015年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 189 1

地方交付税法の一部を改正する法律

・・・平成24年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し,東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち,同年度の決算において不用となった金額を減額し,平成26年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずること等を定めた法律。

3.2月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日本弁護士連合会/日弁連中小企業法律支援センター 編 商事法務 304頁 3,564円
中小企業再生のための特定調停手続の新運用の実務 経営者保証に関するガイドライン対応

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 291頁 3,780円
弁護士専門研修講座 中小企業法務の実務

佐伯照道/天野勝介/森本宏/米倉裕樹 著 清文社 240頁 2,376円
有利な心証を勝ち取る民事訴訟遂行

河村貢他 著 商事法務 720頁 5,940円
別冊商事法務 No.391 株主総会想定問答集平成27年版 平成26年改正会社法対応

吉川達夫/飯田浩司 編著 レクスネクシス・ジャパン 275頁 3,024円
実務がわかる ハンドブック企業法務

4.2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

宮崎裕二/森島義博/八巻淳 著 プロGRESS 250頁 3,240円

土壤汚染をめぐる重要裁判例と実務対策 土壤汚染地の売買契約条文と調査・処理の実際

東京弁護士会労働法制特別委員会 編著 経営書院 456頁 3,456円

労働事件における慰謝料 労働判例からみる慰謝料の相場

中村健人 著/折橋洋介 監修 第一法規 192頁 2,700円

改正行政不服審査法 自治体の検討課題と対応のポイント

河村寛治 著 レクシスネクシス・ジャパン 254頁 3,456円

ファイナンシャルビジネス法務入門 これからの法律屋は決算書が読めないと仕事になりません

龍岡資晃 監修 経済法令研究会 440頁 3,780円

経済刑事裁判例に学ぶ不正予防・対応策 法的・会計的視点から

5. 発刊書籍<解説>

「中小企業再生のための特定調停手続の新運用の実務 経営者保証に関するガイドライン対応」

特定調停手続について、経営者保証に関するガイドラインへの対応を踏まえて解説している。活用方法として事業再生の一例や経営改善計画の策定などについて、解説している。

「土壌汚染をめぐる重要裁判例と実務対策 土壌汚染地の売買契約条文と調査・処理の実務」

土壌汚染に関する裁判例を詳細に解説している。売買契約書の条文作成の留意点や土壌汚染の調査、対策の現状とその費用などを具体的なケースに応じて解説している。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。